

公 示

公示第26号

道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあつては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

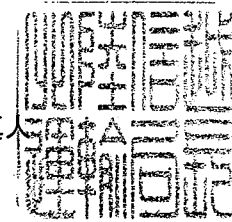
1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及び事案番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知する。

令和7年7月3日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



(事案の件名) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限変更認可申請

事案番号	申請者の名称 (法人番号)	事 案 概 要	備 考
7旅9号	加越能バス株式会社 (5230001009830)	申請年月日 令和7年6月30日 対キロ区間制 基準賃率 58円60銭(48円10銭) 初乗運賃 200円(160円) ※()内は現行の運賃及び基準賃率	平均改定率 22.18%